

令和4年度 第8回福岡地方最低賃金審議会 資料目次

資料 1	福岡地方最低賃金審議会 第52期委員名簿	1
資料 2	福岡地方最低賃金審議会運営規程	3
資料 3	令和4年度地域別最低賃金改定状況(全国)	5
資料 4	最低賃金額の推移について(地域別最低賃金【全国加重平均】)	7
資料 5-1	令和4年度最低賃金改正審議状況(福岡)	9
資料 5-2	福岡県の最低賃金改正の推移	11
資料 6	福岡県最低賃金額未満率・影響率の推移(過去5年)	13
資料 7	令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況(九州・山口)	15
資料 8	最低賃金に関する相談件数について	17
資料 9	令和4年度最低賃金広報実施状況	21
資料 10	「福岡県の最低賃金」(令和4年度特定最低賃金リーフレット)	23
資料 11	「賃金引き上げ特設ページを解説」(リーフレット)	25
資料 12	最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況	27
資料 13-1	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への 支援施策リーフレット	29
資料 13-2	業務改善助成金(通常コース)のご案内	33
資料 14-1	物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (令和4年10月28日閣議決定)	35
資料 14-2	価格転嫁の円滑化に関する協定書(令和5年2月27日)	41
資料 15	令和4年度福岡地方最低賃金審議会(福岡労働局HP掲載項の抜粋)	43
資料 16	福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数(推定値)	47

【令和5年度 福岡県特定最低賃金の改正意向表明 関連資料】

資料 17-1	日本基幹産業労働組合連合会福岡県本部	49
資料 17-2	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会福岡地方協議会	51
資料 17-3	全日本自動車産業労働組合総連合会福岡地方協議会	53
資料 17-4	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟福岡県支部	55
資料 17-5	全日本自動車産業労働組合総連合会福岡地方協議会販売部門連絡会	57

福岡地方最低賃金審議会 第52期委員名簿

資料番号

NO. 1

(令和3年4月1日任命：五十音順)
 (令和3年5月28日任命) 1
 (令和3年6月23日任命) 2
 (令和3年7月19日任命) 3
 (令和4年7月22日任命) 4

区分	氏名	現職
公益代表委員	<small>たか た あすか</small> 高田 亜朱華	弁護士
	<small>とみ やま あつし</small> 富山 敦	弁護士
	<small>ひら い さわこ</small> 平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	<small>ひら き しん お</small> 平木 真朗	西南学院大学 商学部 准教授
	○ <small>まる たに こう すけ</small> 丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	<small>かわ むら とし あき</small> 河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	<small>くろ さき み き</small> 黒崎 美紀	安川電機労働組合 中央執行委員
	<small>こ じん たけ し</small> 小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	<small>の なか あつ し</small> 野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	<small>はま だ のり こ</small> 浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長
使用者代表委員	<small>かね こ りょう すけ</small> 金子 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長
	<small>こ じま よし とし</small> 小島 良俊	福岡県商工会連合会 専務理事
	<small>まつ もと きょう こ</small> 松本 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	<small>なか むら とし たか</small> 中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	<small>よし おか ひで き</small> 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) は会長、○は会長代理である

福岡地方最低賃金審議会運営規程

第1条 福岡地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号、以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年3月16日から施行する。

令和4年度地域別最低賃金改定状況（全国）

都道府県名	ランク	目安額	改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効年月日
北海道	C	30	920（889）	31	+1	2022年10月2日
青森	D	30	853（822）	31	+1	2022年10月5日
岩手	D	30	854（821）	33	+3	2022年10月20日
宮城	C	30	883（853）	30		2022年10月1日
秋田	D	30	853（822）	31	+1	2022年10月1日
山形	D	30	854（822）	32	+2	2022年10月6日
福島	D	30	858（828）	30		2022年10月6日
茨城	B	31	911（879）	32	+1	2022年10月1日
栃木	B	31	913（882）	31		2022年10月1日
群馬	C	30	895（865）	30		2022年10月8日
埼玉	A	31	987（956）	31		2022年10月1日
千葉	A	31	984（953）	31		2022年10月1日
東京	A	31	1072（1041）	31		2022年10月1日
神奈川	A	31	1071（1040）	31		2022年10月1日
新潟	C	30	890（859）	31	+1	2022年10月1日
富山	B	31	908（877）	31		2022年10月1日
石川	C	30	891（861）	30		2022年10月8日
福井	C	30	888（858）	30		2022年10月2日
山梨	B	31	898（866）	32	+1	2022年10月20日
長野	B	31	908（877）	31		2022年10月1日
岐阜	C	30	910（880）	30		2022年10月1日
静岡	B	31	944（913）	31		2022年10月5日
愛知	A	31	986（955）	31		2022年10月1日
三重	B	31	933（902）	31		2022年10月1日
滋賀	B	31	927（896）	31		2022年10月6日
京都	B	31	968（937）	31		2022年10月9日
大阪	A	31	1023（992）	31		2022年10月1日
兵庫	B	31	960（928）	32	+1	2022年10月1日
奈良	C	30	896（866）	30		2022年10月1日
和歌山	C	30	889（859）	30		2022年10月1日
鳥取	D	30	854（821）	33	+3	2022年10月6日
島根	D	30	857（824）	33	+3	2022年10月5日
岡山	C	30	892（862）	30		2022年10月1日
広島	B	31	930（899）	31		2022年10月1日
山口	C	30	888（857）	31	+1	2022年10月13日
徳島	C	30	855（824）	31	+1	2022年10月6日
香川	C	30	878（848）	30		2022年10月1日
愛媛	D	30	853（821）	32	+2	2022年10月5日
高知	D	30	853（820）	33	+3	2022年10月9日
福岡	C	30	900（870）	30		2022年10月8日
佐賀	D	30	853（821）	32	+2	2022年10月2日
長崎	D	30	853（821）	32	+2	2022年10月8日
熊本	D	30	853（821）	32	+2	2022年10月1日
大分	D	30	854（822）	32	+2	2022年10月5日
宮崎	D	30	853（821）	32	+2	2022年10月6日
鹿児島	D	30	853（821）	32	+2	2022年10月6日
沖縄	D	30	853（820）	33	+3	2022年10月6日
全国加重平均			961（930）	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
改定額(円)	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
目安額(円)	14 (14) ^{※1}	16 (16) ^{※1}	18	24	25	26	27	示さず ^{※2}	28	31
対前年度引上げ額 (円)	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31
対前年度引上げ率	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%

(※1) 括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。

(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)

(※2) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

令和4年度 最低賃金改正審議状況（福岡）

	地域最低賃金	特定最低賃金				
		製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	百貨店、総合スーパー	自動車（新車）小売業
産別最賃改正決定申出日	-	R4.6.20	R4.6.27	R4.6.30	R4.6.27	R4.6.30
特定最賃改正決定の必要性の審議	-	特定最賃改正決定の必要性の諮問 R4.7.28 運営小委員会 R4.8.17（関係労使意見聴取、必要性ありの報告決定） 特定最賃改正決定の必要性の答申 R4.8.17（改正決定の必要性・有：製鉄、電子、輸送用、自動車） R4.8.31（改正決定の必要性・無：百貨店）				
改正決定の諮問	R4.6.28	R4.8.17				R4.8.17
第1回専門部会（合同会議）	R4.8.3	R4.9.14				R4.9.22
第2回専門部会	R4.8.5	R4.9.26 【最初の金額提示】 労：+38円 使：+22円	R4.9.22 【最初の金額提示】 労：+43円 使：+22円	R4.9.22 【最初の金額提示】 労：+48円 使：+22円		R4.9.27 【最初の金額提示】 労：+38円 使：±0円
第3回専門部会	R4.8.9	R4.9.29	R4.9.28	R4.10.4		R4.9.29
第4回専門部会	R4.8.12	R4.10.5 （全会一致・専結）	R4.10.5 （全会一致・専結）	R4.10.6 （全会一致・専結）		R4.10.4 （全会一致・専結）
最賃改正答申の年月日	R4.8.12	審議会令第6条第5項	審議会令第6条第5項	審議会令第6条第5項		審議会令第6条第5項
異議申出の状況	有	無	無	無		無
最低賃金 時間額	900円	1010円	977円	987円		987円
引上額	30円	30円	30円	30円		28円
時間額引上率	3.45%	3.06%	3.17%	3.13%		2.92%
効力発生年月日	R4.10.8	R4.12.10	R4.12.10	R4.12.10		R4.12.10

（注）最賃改正答申の年月日欄にある「審議会令第6条第5項」は、専門部会で全会一致による専結の日が答申日であることを示す。

福岡県の最低賃金改正の推移

福岡労働局

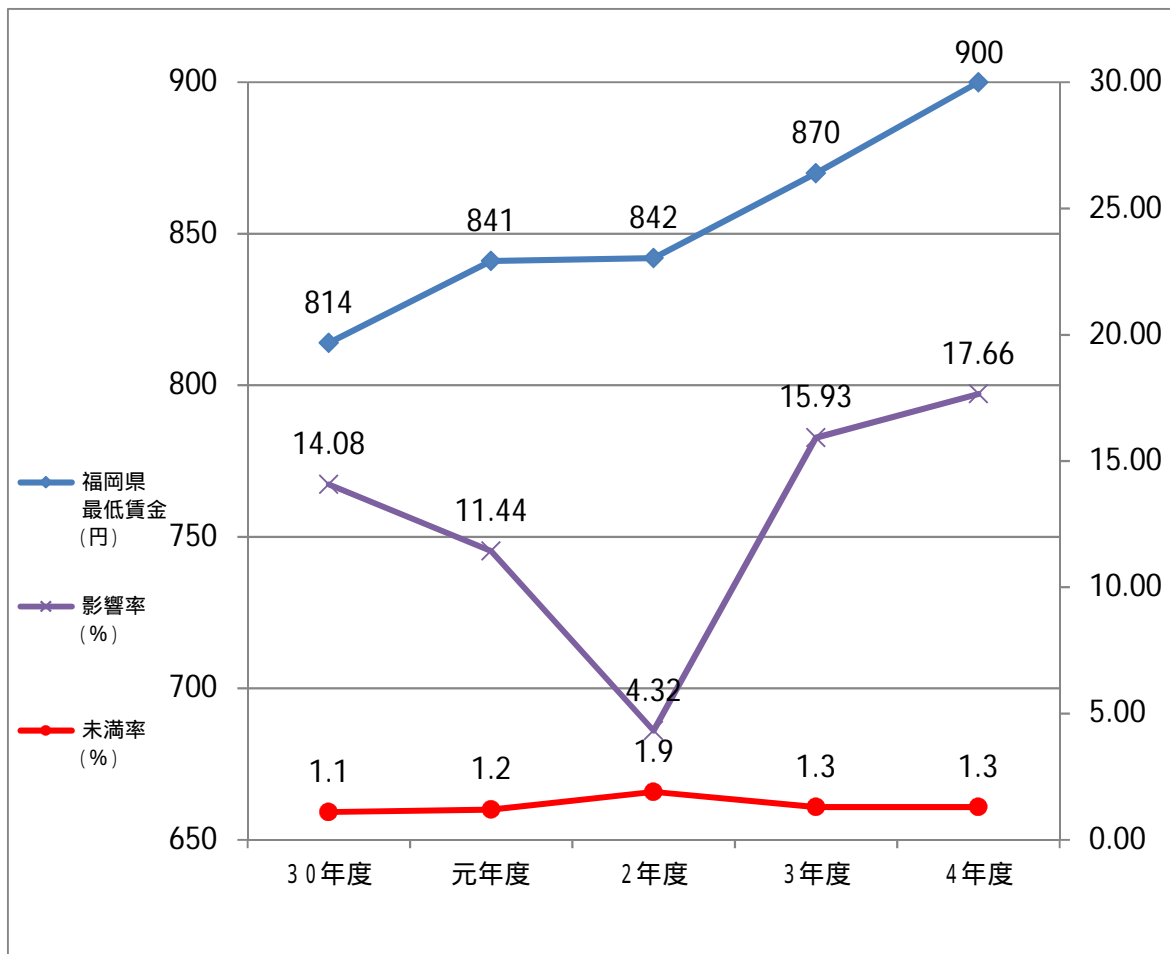
		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
			引上率		引上率		引上率		引上率		引上率		引上率		引上率		引上率		引上率		引上率	
福岡県 最低賃金	時 間 額	712	1.57%	727	2.11%	743	2.20%	765	2.96%	789	3.14%	814	3.17%	841	3.32%	842	0.12%	870	3.33%	900	3.45%	
	ラ ン ク	C		C		C		C		C		C		C		C		C		C		C
	目 安	10		14		16		22		24		25		26		示さず		28		30		
	対 目 安	+1		+1		±0		±0		±0		±0		+1		+1		±0		±0		
	発 効 日	H25.10.18		H26.10.5		H27.10.4		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R元.10.1		R2.10.1		R3.10.1		R4.10.8		
製鉄業 製鋼・製鋼圧 延業、鋼材 製造業 最低賃金	時 間 額	848	1.56%	865	2.00%	881	1.85%	903	2.50%	927	2.66%	950	2.48%	975	2.63%	976	0.10%	980	0.41%	1,010	3.06%	
	引 上 額	13		17		16		22		24		23		25		1		4		30		
	対県最賃比	119.10%		118.98%		118.57%		118.04%		117.49%		116.71%		115.93%		115.91%		112.64%		112.22%		
	発 効 日	H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10		
電子部品・デバ イス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機 械器具製造業 最低賃金	時 間 額	806	1.64%	821	1.86%	837	1.95%	857	2.39%	881	2.80%	905	2.72%	926	2.32%	927	0.11%	947	2.16%	977	3.17%	
	引 上 額	13		15		16		20		24		24		21		1		20		30		
	対県最賃比	113.20%		112.93%		112.65%		112.03%		111.66%		111.18%		110.11%		110.10%		108.85%		108.56%		
	発 効 日	H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10		
輸送用機械 器具製造業 最低賃金	時 間 額	828	1.47%	844	1.93%	860	1.90%	880	2.33%	902	2.50%	923	2.33%	944	2.28%	944	0.00%	957	1.38%	987	3.13%	
	引 上 額	12		16		16		20		22		21		21		0		13		30		
	対県最賃比	116.29%		116.09%		115.75%		115.03%		114.32%		113.39%		112.25%		112.11%		110.00%		109.67%		
	発 効 日	H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R4.1.7		R4.12.10		
百貨店、 総合スーパー 最低賃金	時 間 額	775	1.44%	790	1.94%	802	1.52%	824	2.74%	846	2.67%	867	2.48%	889	2.54%	889	0.00%	897	0.90%	改正なし		
	引 上 額	11		15		12		22		22		21		22		0		8				
	対県最賃比	108.85%		108.67%		107.94%		107.71%		107.22%		106.51%		105.71%		105.58%		103.10%				
	発 効 日	H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R4.1.7				
自動車 (新車) 小売業 最低賃金	時 間 額	819	1.49%	834	1.83%	850	1.92%	870	2.35%	892	2.53%	915	2.58%	940	2.73%	941	0.11%	959	1.91%	987	2.92%	
	引 上 額	12		15		16		20		22		23		25		1		18		28		
	対県最賃比	115.03%		114.72%		114.40%		113.73%		113.05%		112.41%		111.77%		111.76%		110.23%		109.67%		
	発 効 日	H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10		

資料No. 5-2

福岡県最低賃金額 未満率・影響率の推移（過去5年）

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
福岡県最低賃金（円）		814	841	842	870	900
（対前年度差）（円）		（25）	（27）	（1）	（28）	（30）
福岡	改定前最賃額	789未満	814未満	841未満	842未満	870未満
	未満率（％）	1.1	1.2	1.9	1.3	1.3
	影響率（％）	14.08	11.44	4.32	15.93	17.66

- 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正額の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合である。



令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況(九州・山口)

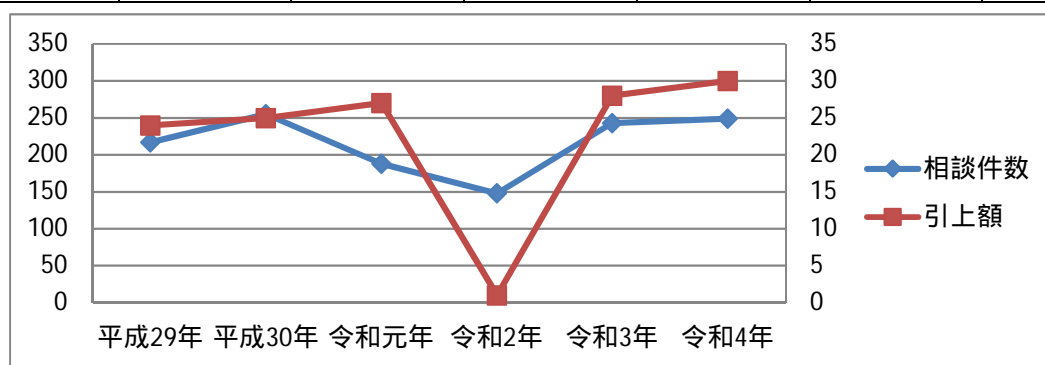
都道府県	地域別最賃	業種	改定前額 時間額	改定額 時間額	引上げ額 時間額	効力発生日 予定日
山口	888	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	995	1,024	+ 29	R4.12.15
山口		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	921	948	+ 27	R4.12.15
山口		輸送用機械器具製造業	965	985	+ 20	R4.12.15
山口		百貨店、総合スーパー	875	907	+ 32	R4.12.15
福岡	900	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	980	1,010	+ 30	R4.12.10
福岡		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	947	977	+ 30	R4.12.10
福岡		輸送用機械器具製造業	957	987	+ 30	R4.12.10
福岡		百貨店、総合スーパー	897		-	-
福岡		自動車(新車)小売業	959	987	+ 28	R4.12.10
佐賀	853	陶磁器・同関連製品製造業	822	854	+ 32	R4.12.16
佐賀		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	896	929	+ 33	R4.12.30
佐賀		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	867	900	+ 33	R4.12.24
長崎	853	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875		-	-
長崎		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864		-	-
長崎		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875		-	-
熊本	853	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	863	896	+ 33	R4.12.15
熊本		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	902	931	+ 29	R4.12.15
熊本		百貨店、総合スーパー	796	855	+ 59	R4.12.15
大分	854	鉄鋼業	981	1,010	+ 29	R4.12.25
大分		非鉄金属製造業	936	965	+ 29	R4.12.25
大分		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	896	+ 32	R4.12.25
大分		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	894	916	+ 22	R4.12.25
大分		各種商品小売業	716		-	-
大分		自動車(新車)小売業	872	902	+ 30	R4.12.25
宮崎	853	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678		-	-
宮崎		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831		-	-
宮崎		各種商品小売業	705		-	-
宮崎		自動車(新車)小売業	858	890	+ 32	R4.12.14
鹿児島	853	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842		-	-
鹿児島		百貨店、総合スーパー	693		-	-
鹿児島		自動車(新車)小売業	872	902	+ 30	R4.12.22
沖縄	853	畜産食料品製造業	683		-	-
沖縄		糖類製造業	769		-	-
沖縄		清涼飲料、酒類製造業	686		-	-
沖縄		新聞業	853	879	+ 26	R4.11.17
沖縄		各種商品小売業	770		-	-
沖縄		自動車(新車)小売業	770		-	-

最低賃金に関する相談件数について

1 福岡県最低賃金の改正に伴う相談件数の推移(過去6年間)

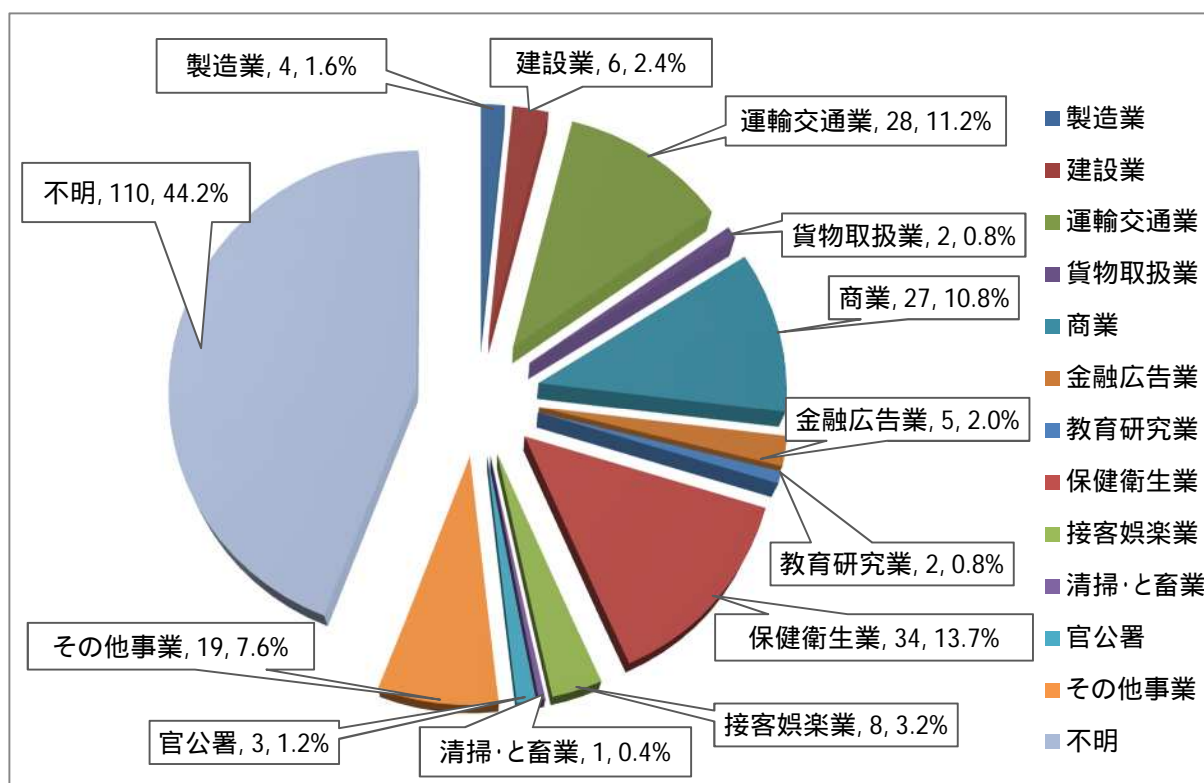
各年の相談件数は、10月1日から翌年1月末までの件数

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
最賃相談件数	217	255	188	148	243	249
(参考) 最低賃金額	789	814	841	842	870	900
引上額	24	25	27	1	28	30



2 最低賃金に関する相談(令和4年10月1日から令和5年1月31日)

(1) 最低賃金に関する相談件数(業種別)



(2) 最低賃金に関する相談件数 (地域別)

	福岡 地区	北九州 地区	筑豊 地区	筑後 地区	合計
製造業	1	2	0	1	4
鉱業	0	0	0	0	0
建設業	5	0	0	1	6
運輸交通業	18	5	2	3	28
貨物取扱業	1	1	0	0	2
農林業	0	0	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0	0	0
商業	11	6	5	5	27
金融広告業	1	0	0	4	5
映画・演劇業	0	0	0	0	0
通信業	0	0	0	0	0
教育研究業	0	1	1	0	2
保健衛生業	15	8	5	6	34
接客娯楽業	4	2	0	2	8
清掃・と畜業	1	0	0	0	1
官公署	1	0	0	2	3
その他事業	7	4	3	5	19
不明	76	17	6	11	110
合計	141	46	22	40	249

(3) 最低賃金に関する相談件数（雇用形態別）

	正社員	有期契約 労働者	パート	その他 労働者	事業主	その他	不明 ・未確認	合計
製造業	0	1	1	0	0	0	2	4
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	4	0	0	0	0	0	2	6
運輸交通業	15	1	3	0	0	0	9	28
貨物取扱業	2	0	0	0	0	0	0	2
農林業	0	0	0	0	0	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	11	3	6	1	2	0	4	27
金融広告業	3	1	1	0	0	0	0	5
映画・演劇業	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
教育研究業	0	0	0	0	0	0	2	2
保健衛生業	7	2	12	0	3	1	9	34
接客娯楽業	1	1	5	0	1	0	0	8
清掃・と畜業	1	0	0	0	0	0	0	1
官公署	1	0	0	0	0	0	2	3
その他事業	5	1	1	0	4	0	8	19
不明	12	2	17	1	2	3	73	110
合計	62	12	46	2	12	4	111	249

令和4年度 最低賃金広報実施状況

1 地域別最低賃金関係

	実施事項	内容	実施時期
1	報道機関へのプレスリリース	新聞社(7)、テレビ局(7) ラジオ局(4)	R4.8.12(答申) R4.9.8(官報)
2	福岡労働局ホームページに掲載	トップページ及び重要なお知らせに掲載	R4.8.12(答申) R4.9.8(官報)
3	記者会見	労働局長定例記者会見	R4.8.30
4	本省実施広報	主要駅のポスター掲示	R4.10.8~
5	各団体の広報誌、ホームページへの掲載依頼(文書)	県(1)、市町村(60)、商工会議所・商工会(71)、法人会(18)、その他団体(96)	R4.9.20~
6	リーフレット、ポスターの送付、広報誌・ホームページへの掲載依頼(文書)	県、市区町村、商工会議所・商工会、法人会、士業団体、銀行協会等、経営者団体、年金事務所等、大学・高等学校、募集情報等提供事業者、労働関係行政機関・団体等(591) 過去5年に最賃法第4条第1項違反が認められた事業場(395)	R4.9.28~
7	電光掲示板	福岡市内3か所	R4.11.11~
8	最賃額周知用ゴム印(公用封筒押印用)の配付	局、各署	R4.10.8~

* 中小企業支援事業(業務改善助成金)の広報についても、あわせて実施

2 特定最低賃金関係

	実施事項	内容	実施時期
1	報道機関へのプレスリリース	新聞社(7)、テレビ局(7)、 ラジオ局(4)	R4.11.7
2	福岡労働局ホームページに掲載	トップページ及び重要なお知らせに 掲載	R4.11.7
3	合同庁舎共用部分ポスター掲示	合同庁舎新館 1階等ポスター掲示	R4.11.7
4	各団体の広報誌、ホームページへの掲載依頼	県(1)、市町村他(74)、商工会議所・ 商工会他(73)、法人会(19)、その他 団体(76)	R4.11.7
5	リーフレット、ポスターの送付及び広報誌・ホームページへの掲載依頼(文書)	県、市区町村、商工会議所・商工会、 法人会、土業団体、銀行協会等、 経営者団体、年金事務所等、 労働関連行政機関・団体等(287) 大学・高校・専修・各種学校(398) 募集情報等提供事業者(56) 派遣・民営職業紹介事業者(135) 工業団地等・労働組合(109)	R4.12.2~

3 広報誌等掲載状況(地域別最低賃金)

	令和3年度			令和4年度(令和5年1月31日現在)		
	広報誌	ホームページ	いずれかの 掲載件数 (掲載率)	広報誌	ホームページ	いずれかの 掲載件数 (掲載率)
市町村 県	46 / 61 (75.4%)	57 / 61 (93.4%)	57 / 61 (93.4%)	49 / 61 (80.3%)	59 / 61 (96.7%)	59 / 61 (96.7%)
・商工会 商工会議所	28 / 73 (38.4%)	48 / 73 (65.8%)	62 / 73 (84.9%)	26 / 73 (35.6%)	67 / 73 (91.8%)	73 / 73 (100.0%)

福岡県の最低賃金

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます(但し、適用除外該当者は除きます)。

効力発生日
令和4年
10月8日

900円



特定最低賃金		効力発生日	適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されます)
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1時間 1,010円	令和4年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	1時間 977円	令和4年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ)バリ取り、かえり取り又は錆ばり取りの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く) ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給 又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く	1時間 987円	令和4年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの	1時間 900円	令和4年 10月8日	令和4年の金額改正はなく、令和4年10月8日から福岡県最低賃金(900円)が適用になります。
自動車(新車)小売業	1時間 987円	令和4年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注) ①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社、自家用車庫等)及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます。



最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

ご存知ですか?
業務改善助成金
キャリアアップ助成金
詳しくは裏面へ

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ



最低賃金制度とはなんでしょう？



A 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。



最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



A 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



A 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 詳しくは、福岡労働局賃金室(092-411-4578)まで。



業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか？



A 中小企業・小規模事業者(※)で、①事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、かつ②生産性向上に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、その費用の一部を助成します。

※ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

支給額等詳細については、右二次元コードをご参照ください。

業務改善助成金については、以下にお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター(0120-366-440)【受付時間】 平日 8:30~17:15

福岡働き方改革推進支援センター(0800-888-1699)【受付時間】 平日 9:00~17:00



賃金規定等を増額改定した場合、もらえる助成金がありますか？



A キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」という、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を一定率以上増額改定し、昇給させる取組を実施した事業主に対して助成する制度があります。取組実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。詳しくは、福岡助成金センター(092-411-4701)にお問い合わせください。

賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



資料No. 11

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



CASE 1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

- COMPANY PROFILE > 企業プロフィール
- 本社所在地: 東京都台東区駒形
 - 従業員数: 833名(2022年4月現在)



CASE 2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組む、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

- COMPANY PROFILE > 企業プロフィール
- 本社所在地: 長野県岡谷市
 - 従業員数: 34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ
助成金

3

働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、
専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます!

26

お申込みは
こちら



最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況

1 働き方改革推進支援センターによる相談支援事業

賃金引上げのための業務改善に関する相談支援を行うとともに、生活衛生関係営業等の収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣する事業

○ 相談件数の推移 (令和4年度は令和5年1月末現在)

相談件数(件)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
働き方改革推進支援センター	1,159	1,500	2,460	2,113

() 出張による相談件数を含む

福岡働き方改革推進支援センター

福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 BOIS博多ビル305

2 業務改善助成金事業

設備投資などを行って生産性を高め、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度

助成金申請、交付決定件数の推移 (令和4年度は令和5年1月末現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数(件)	29	36	258	276
交付決定件数(件)	20	36	196	200
交付決定金額(千円)	12,630	27,928	153,383	165,412

3 キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、処遇改善の取組を実施した事業場に対して助成する制度

○ 賃金規定等を2%以上増額改定させた場合

(令和4年度は令和5年1月末現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賃金規定等 計画受理件数(件)	371	320	315	270

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索


問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)


中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。





<p>⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p>	<p>経営強化税制</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>	<p>(⑥と同じ)</p> 	
<p>⑧ 事業再構築補助金 問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080</p>	<p>事業再構築補助金</p>	<p>検索</p>
<p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>		
<p>⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p>	<p>ものづくり補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。</p>		
<p>⑩ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6747-4602</p>	<p>持続化補助金</p>	<p>検索</p>
<p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	<p>(商工会地区)</p> 	<p>(商工会議所地区)</p> 
<p>⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424</p>	<p>IT 導入補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p>		
<p>⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金</p>	<p>検索</p>
<p>事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。</p>		

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援


⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		



⑭ パートナーシップ構築宣言 問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話： <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688	パートナーシップ構築宣言	検索
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		

⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需基本方針	検索
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		


⑯ 官公需情報ポータルサイト 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需ポータルサイト	検索
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		


4. 資金繰りに関する支援


⑰ セーフティネット貸付制度 問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795	セーフティネット貸付	検索
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		


⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） 問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店	マル経融資	検索
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。	(日商) 	(公庫) 

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑲ 建設事業主等に対する助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	建設事業主等に対する助成金	検索
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度等を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。		

㉔ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉕ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをいたします。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



(2023.1)

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などが拡充しました

資料NO.13-2

業務改善助成金（通常コース）とは

※申請期限：令和5年3月31日

（事業完了期限：令和5年3月31日）

事業内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者に対して、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者 A
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、<特例事業者>（裏面参照）が対象です。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円 以上	3/4 (4/5)

- （）内は生産性要件を満たした事業場の場合
- 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを
事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って
事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

対象となる事業者

一般事業者: 次のどちらも該当する事業場

- ① 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者: 一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場

また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ① 事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ② 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

助成対象経費の例

一部の
特例事業者は
助成対象経費が
拡大されます！

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する設備投資

- ・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。 B

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



<生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

関連する経費とは

生産性向上に投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改役立設備善計画で計上された経費を指します。



注意事項・お問い合わせ

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金 検索

○世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、足元の物価高騰など経済情勢の変化に切れ目なく対応し、新しい資本主義の加速により日本経済を再生するため、以下の4つを柱とし、予算・規制・税制・制度改革などあらゆる政策手段を活用した総合的な経済対策を策定する。

I. 物価高騰・賃上げへの取組

○継続的な賃上げの促進

- ・業務改善助成金の拡充（事業場内最低賃金引上げのための助成）
 - ・同一労働同一賃金の徹底に向けた労働局と労働基準監督署の連携等
- ※同時に、中長期の構造的な賃上げを図るため、「Ⅲ.新しい資本主義実現の加速」に基づき、成長分野への円滑な労働移動を人への投資の強化と一体的に進める。

II. 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

○生活衛生関係業者への支援

- ・生活衛生関係業者に対する経営改善に向けた支援、専門家による相談支援、デジタル化推進、資金繰り支援
- 検疫体制の確保**
- ・水際対策を着実に実施するための検疫体制の確保等

Ⅲ. 新しい資本主義実現の加速

○人への投資の強化と労働移動の円滑化

- ・キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の推進
- ・より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援の拡充
- ・働く人が自らの意思でリスキリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引上げなど、労働者のリスキリングへの支援強化
- ・デジタル推進人材の育成強化
- ・雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減
- ・雇用保険財政の安定化
- ・介護等の職員の待遇改善に向けた見える化や業務効率化、負担軽減の推進等

○科学技術・イノベーションへの投資の強化

- ・ワクチン大規模臨床試験の支援
- ・全ゲノム解析等実行計画2022の推進
- ・遺伝子治療の実用化促進等
- 医療・介護分野のDXの推進**
- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組（オンライン資格確認の用途拡大等の推進）
- ・予防接種事務のデジタル化
- ・電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備
- ・保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及事業
- ・全国医療情報プラットフォームの創設等

Ⅲ. 新しい資本主義実現の加速（続き）

○こども・子育て支援・女性活躍

- ・「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の施設整備等
- ・妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円相当）を一体として実施する事業の創設、継続的な実施
- ・令和5年度当初予算における出産育児一時金の大幅な増額
- ・困窮するひとり親家庭等や要支援世帯のこども等を対象としたこども食堂など、こどもの居場所や食への支援
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の連携促進等
- ・HPVワクチンに係る相談支援体制及び医療体制の強化等
- 包括社会の実現**
- ・NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組への支援等
- その他**
- ・個人型確定拠出年金（iDeCo）制度の改革等

IV. 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など国民の安全・安心の確保

- 感染症対応の強化**
- ・都道府県による病床確保や宿泊療養施設の確保、医療人材の確保等の取組への支援
- ・オミクロン株対応ワクチン接種等を実施するためのワクチン接種体制確保
- ・新型コロナウイルスの確保
- ・ウイズコロナの新たな段階への移行等に向けた政策研究及び治療等に関する研究開発支援
- ・抗原定性検査キットの確保
- ・国内における抗菌薬の安定供給体制強化等
- 生活困窮者への支援**
- ・特例貸付の借受人等にプッシュ型支援や柔軟な相談支援等を行うための体制強化
- ・住居確保給付金の特例の延長等
- 小学校等臨時休業等への対応**
- ・小学校休業等対応助成金・支援金について、感染状況等を踏まえ適切に対応
- 水道施設等の耐災害性の強化等**
- ・水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等
- その他**
- ・保育所等における送迎バスの安全装置改修等への支援等

第2章 経済再生に向けた具体的施策

- ### I 物価高騰・賃上げへの取組
- #### 3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援
- (1) 賃上げの促進

物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に促進するため、今年度から抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業の優先的な政府調達等に加え、中堅・中小企業・小規模事業者における事業再構築・生産性向上等と一体的に行う賃金の引上げへの支援を大幅に拡充する。

あわせて、非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底するほか、最低賃金について、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取組む。

また、公共事業等について、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げにつなげていく。

こうした取組を進めていく中で、来春の賃金交渉においては、政府としては、物価上昇率をカバーする賃上げを目標にして労使で議論いただくことを期待する。

- ・中小企業等事業再構築促進事業（経済産業省）
- ・中小企業生産性革命推進事業（経済産業省）
- ・業務改善助成金の拡充（事業場内最低賃金引上げのための助成）（厚生労働省）
- ・働き方改革推進支援助成金の拡充（「賃上げ加算」の増額）（厚生労働省）
- ・労働基準監督署による企業への賃上げ要請・支援等（厚生労働省）
- ・賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報（厚生労働省）
- ・同一労働同一賃金の徹底（厚生労働省）
- ・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施（国土交通省）等

令和4年度 厚生労働省第二次補正予算案のポイント

追加額 4兆7,858億円（うち一般会計4兆6,137億円）

I. 賃上げ、人への投資、成長分野への労働移動とそれを支える雇用保険財政の安定化（「賃上げ、人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ）等 7,444億円

- 最低賃金引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充 100億円(1)
- 生産性向上に向けた取組を支援する働き方改革推進支援助成金の拡充 28億円(1,3)
- 企業内における事業展開等に伴う労働者のスキル習得を支援する人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース（仮称））の創設 制度要求(3)
- キヤリアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善 制度要求(3)
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成の推進 制度要求(3)
- 賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース（仮称））の創設 制度要求(3)

- 賃金上昇を伴う早期再就職を支援する労働移動支援助成金の見直し 制度要求(3)
- 賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡大を支援する中途採用等支援助成金の見直し 制度要求(3)
- 同一労働同一賃金の徹底 増員要求(1,3)
- 雇用保険財政の安定 7,276億円(3)
- 産業保健関係助成金を活用した労働者の健康促進支援 9.5億円(3)
- 介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保 12億円(3)
- 介護等の職員の待遇改善に向けた業務効率化や負担軽減の推進 14億円(3)

II. 新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍の影響を受けた方への支援等 3兆6,604億円

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援 1兆5,189億円(4)
- 新型コロナウイルスの接種体制の確保 7,526億円(4)
- 新型コロナウイルスの確保 4,750億円(4)
- 感染拡大に備えた抗原定性検査キットの確保 863億円(4)
- 水際対策を着実に実施するための検疫体制の確保 592億円(2)
- 感染症拡大等に備えた医療用物資の備蓄 454億円(4)
- 新型コロナウイルス感染症療養患者への薬剤交付支援 1.3億円(4)

- プレパデミックワクチンの備蓄等感染症対策の強化 94億円(4)
- COVAXファシリティ（ワクチン共同購入制度）等への拠出 332億円(4)
- 海外依存度の高い抗ウイルス薬等の国内製造体制構築の支援 553億円(4)
- 生活衛生関係事業者の経営改善に向けた支援等 12億円(1,2,3)
- 小学校教育等対応助成金・支援金による保護者の休暇取得支援 406億円(4)
- 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援 1,783億円(4)

III. 医療・介護分野のDXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現 1,000億円

- マイナビカードと健康保険証等の一体化に向けた取組（オンライン資格確認の用途拡大等の推進） 344億円(3)
- 医療情報等の共有基盤となる全国医療情報プラットフォームの創設 27億円(3)
- 電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備・保健医療福祉分野の公開基盤（HPKI）の普及 56億円(3)
- 総合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの整備 57億円(3)
- 予防接種事務デジタル化等のための環境整備 11億円(3)
- 全ゲノム解析等実行計画2022の推進 49億円(3)
- 遺伝子治療の実用化促進のための支援や臨床研究データベースの拡充 2.0億円(3)
- 感染症の治療薬等に関する研究開発支援やウィズコロナの新たな段階への移行に向けた政策研究の推進 79億円(3,4)

IV. 子ども・子育て支援等 1,967億円

- 妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施 1,267億円(3)
- 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進 155億円(4)
- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 349億円(3)
- 放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進 12億円(3)
- こどもの居場所づくりに関するモデル事業の実施 1.5億円(3)
- ひとり親家庭等の子どもの食事等支援 25億円(3)
- HPVワクチンの相談支援体制・医療体制の強化 91百万円(3)

V. 安心できる暮らしと包摂社会の実現 866億円

- 自治体、NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組等への支援 65億円(3,4)
- 水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等 689億円(2,3,4)

※各項目末尾の数字(1~4)は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の柱のうち、該当する柱番号。

1. 物価高騰、賃上げへの取組 132億円
2. 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化 798億円
3. 新しい資本主義の加速 1兆95億円
4. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 3兆6,800億円

【〇キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善】

令和4年度第二次補正予算案 制度要求

雇用環境・均等局
有期・短時間労働課
(内線5268)

施策名：キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の推進

① 施策の目的

人的資本への投資の強化の観点から、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化や処遇改善を行う事業主に対して助成を行う。

③ 施策の概要

非正規雇用労働者が正規雇用労働者に転換等した場合に助成する正社員化コースを拡充するとともに、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を増額改定させた場合に助成する賃金規定等改定コースを拡充する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

正社員化コース

- 人材開発支援助成金における、**自発的職業能力開発訓練及び定額制訓練**修了後に正社員化した際の**加算額を引き上げる**。

有期→正規の場合：1人あたり加算 **+95,000円** ⇒ **+110,000円** (大企業も同額) 【1人あたり助成額 68万円 (53.75万円)】 ※()は大企業

無期→正規の場合：1人あたり加算 **+47,500円** ⇒ **+55,000円** (大企業も同額) 【1人あたり助成額 34万円 (26.875万円)】

- 人材開発支援助成金「**事業展開等リスキリング支援コース**」(仮称)における特定の訓練修了後に正社員化した場合に**新たに加算対象とする**。

(※有期→正規の場合：1人あたり加算 +95,000円、無期→正規の場合：1人あたり加算 +47,500円)

※実施主体は都道府県労働局

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

賃金規定等改定コース

- 支給要件を見直す(2%以上→**3%以上**)とともに、**5%以上の賃金引き上げを行う場合の助成額を大幅に拡充**する。(見直しに伴い生産性要件は廃止)

- 1事業所あたり1年度1回の申請制限を撤廃する。

現行

賃金引上率	対象人数	2%以上 3%未満	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	1~5人	32,000	46,250	55,750
	6人以上	28,500	42,750	52,250
大企業	1~5人		21,000	
	6人以上		19,000	

(拡充後)
1人あたり
助成額の拡充



賃金引上率	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	50,000	65,000
大企業	33,000	43,000

▶ 令和4年9月までの遡及適用

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

中長期も含めた人への投資強化及び更なる賃上げの促進が期待できる。

【〇同一労働同一賃金の徹底】

施策名：同一労働同一賃金の徹底

物価高克服・経済再生実現のための
総合経済対策に伴う増員要求

雇用環境・均等局有期・短時間労働課
労働基準局監督課
(内線5269、5556)

① 施策の目的

非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

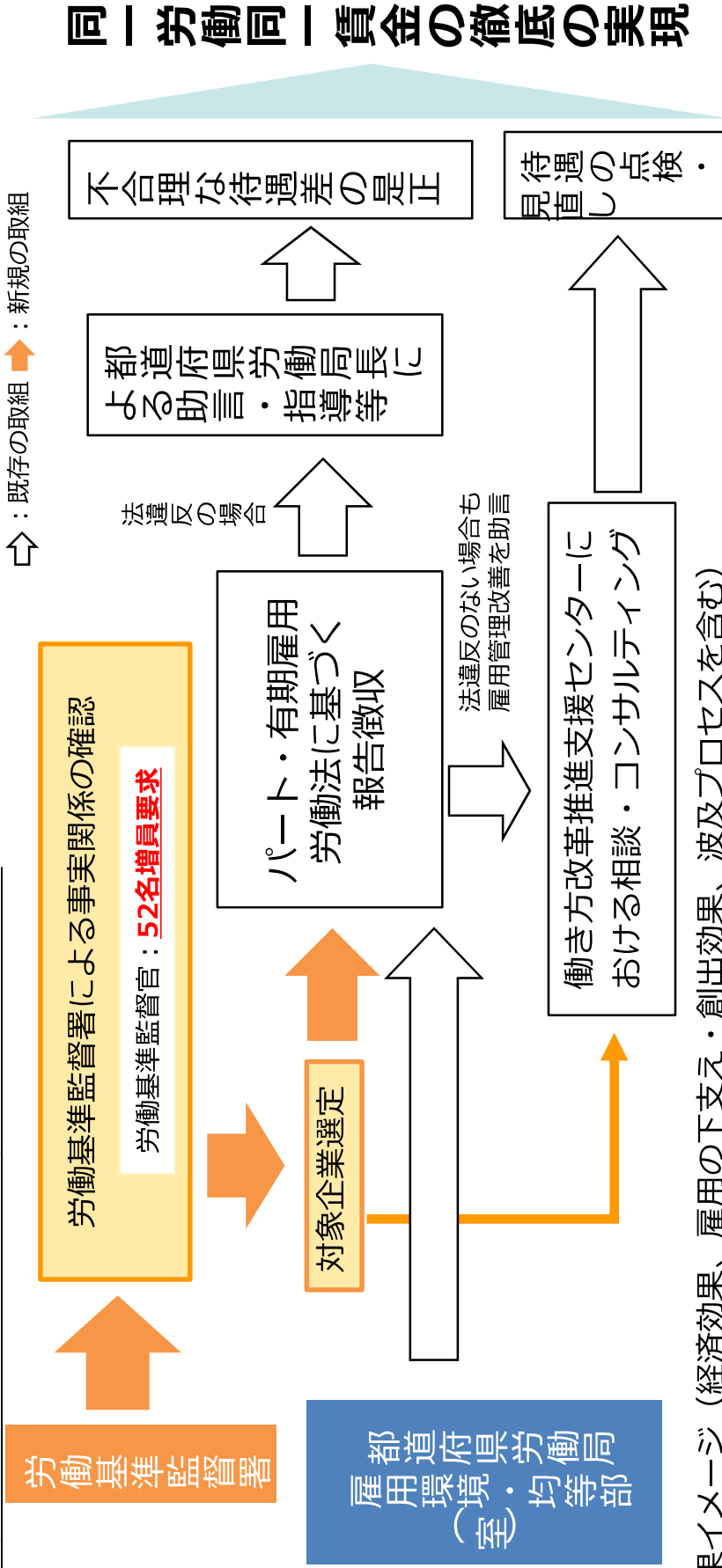
③ 施策の概要

同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、労働局が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、キャリアアップ助成金等を活用し、非正規雇用労働者の待遇改善を支援する。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
○			○

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



同一労働同一賃金の徹底の実現

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

労働局が労働基準監督署と連携することにより、パート・有期雇用労働法に基づく是正指導の実効性の強化等を図る。

価格転嫁の円滑化に関する連携協定を 締結しました。



協定締結後の記念撮影

<日時>

令和5年2月27日（月）

<場所>

福岡県庁内会議室

<記事>

福岡労働局は、福岡県、九州経済産業局、九州運輸局、福岡県内経済団体及び日本労働組合総連合会福岡県連合会と「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」を締結し、安達局長が締結式に出席しました。

本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、相互に連携・協力を行い、労務費や原材料費などの上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、県内の中小企業・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的としたものです。

価格転嫁の円滑化に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）、国の地方支分部局（経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局及び厚生労働省福岡労働局をいう。以下「乙」という。）、福岡県内経済団体（福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、福岡県経営者協会、福岡経済同友会、一般社団法人福岡県中小企業経営者協会連合会、一般社団法人福岡県中小企業家同友会及び公益社団法人福岡県トラック協会をいう。以下「丙」という。）及び日本労働組合総連合会福岡県連合会（以下「丁」という。）は、以下のとおり、価格転嫁の円滑化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第一条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）

第二条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

（1）価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

- ① 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集
- ② 情報収集の結果の共有と発信

（2）価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知

- ① 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
- ② ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知

（3）パートナーシップ構築宣言の促進

- ① 県内企業へ周知を通じた認知度の向上
- ② 宣言企業に対する支援策の検討

（4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第三条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第四条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。

（協定外の事項）

第五条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の原本を1通作成し、甲が保有する。乙、丙及び丁はその写しを各自保有する。

令和5年2月27日

甲 福岡県 福岡県知事

服部 誠太郎

乙 国の地方支分部局

経済産業省 九州経済産業局長

首村 公嗣

国土交通省 九州運輸局長

吉永 隆博

厚生労働省 福岡労働局長

安達 栄

丙 福岡県内経済団体

福岡県商工会議所連合会 会長

谷川 浩道

福岡県商工会連合会 会長

花田 稔之

福岡県中小企業団体中央会 会長

糸野 龍一

福岡県経営者協会 会長

倉富 純男

福岡経済同友会 代表幹事

青柳 俊彦

一般社団法人福岡県中小企業経営者協会連合会 会長

小林 専司

一般社団法人福岡県中小企業家同友会 代表理事

高谷 幸一

公益社団法人福岡県トラック協会 会長

真鍋 博俊

丁 日本労働組合総連合会福岡県連合会 会長

藤田 桂三

令和4年度福岡地方最低賃金審議会

最低賃金関連トピックス

掲載日	記事内容
令和4年9月8日	福岡県最低賃金を時間額900円に引き上げ決定 ~過去最高の引上げ額(30円)~
令和4年8月15日	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策について
令和4年8月12日	福岡県最低賃金の改正を答申 ~時間額900円(30円引上げ)~

福岡地方最低賃金審議会の開催について

掲載日	記事内容
	現在お知らせ等はありません。

意見等に関する公示について

掲載日	記事内容
	現在お知らせ等はありません。

福岡地方最低賃金審議会議事の公開について

福岡地方最低賃金審議会

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料1	資料2	資料3

令和4年6月28日	第1回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	○
令和4年7月15日	第2回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	
令和4年7月28日	第3回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○	○	○
令和4年8月12日	第4回福岡地方最低賃金審議会		○	○			
令和4年8月17日	第5回福岡地方最低賃金審議会	○		○			
令和4年8月30日	第6回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○		
令和4年8月31日	第7回福岡地方最低賃金審議会	○		○	○		

運営小委員会

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和4年6月28日	第1回運営小委員会	○		○	○
令和4年8月17日	第2回運営小委員会	○		○	○

福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和4年8月3日	第1回専門部会		○	○	○
令和4年8月5日	第2回専門部会		○	○	
令和4年8月9日	第3回専門部会		○	○	
令和4年8月12日	第4回専門部会		○	○	

福岡県特定最低賃金専門部会合同会議（各部会の1回目の専門部会扱いとなります）

開催日	議事録	議事要旨	次第等	資料1	資料2

令和4年9月14日	○		○	○	
-----------	-------------------	--	-------------------	-------------------	--

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和4年9月26日	第2回専門部会		○	○	○
令和4年9月29日	第3回専門部会		○	○	
令和4年10月5日	第4回専門部会		○	○	○

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和4年9月22日	第2回専門部会		○	○	○
令和4年9月28日	第3回専門部会		○	○	
令和4年10月5日	第4回専門部会		○	○	○

輸送用機械器具製造業

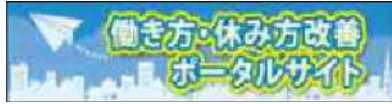
開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和4年9月22日	第2回専門部会		○	○	○
令和4年10月4日	第3回専門部会		○	○	
令和4年10月6日	第4回専門部会		○	○	○

自動車（新車）小売業

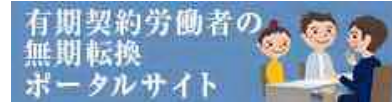
開催日	会議名称	議事録	議事要旨	次第等	資料
令和4年9月22日	第1回専門部会	○		○	○
令和4年9月27日	第2回専門部会		○	○	
令和4年9月29日	第3回専門部会		○	○	
令和4年10月4日	第4回専門部会		○	○	○

議事録等は福岡労働局労働基準部賃金課庁舎内での閲覧も可能です。

その他関連情報



[働き方・休み方改善ポータルサイト](#)



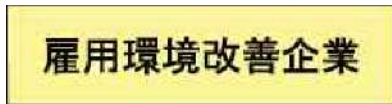
[有期契約労働者の無期転換ポータルサイト](#)



[職業訓練情報（ハロートレーニング）](#)



[確かめよう労働条件](#)



[雇用環境改善に取り組んでいる企業](#)



[職員採用情報](#)

[リンク一覧](#)

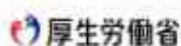


[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

情報配信サービス

[厚生労働省人事労務マガジン](#)

[利用規約](#)



福岡労働局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁新館4～6F、本館1F

福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数（推定値）

（令和4年12月1日現在）

産 業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	適用使用者数	42	43	43
	適用労働者数	6,900	6,970	6,970
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業	適用使用者数	617	618	622
	適用労働者数	20,600	21,520	22,080
輸送用機械器具製造業	適用使用者数	256	257	259
	適用労働者数	22,900	22,800	22,490
百貨店，総合スーパー	適用使用者数	92	91	91
	適用労働者数	16,000	15,120	15,000
自動車（新車）小売業	適用使用者数	806	803	804
	適用労働者数	9,600	9,550	9,560

（注） 適用労働者数は、1の位を四捨五入している。

令和5年 2月13日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

日本基幹産業労働組会連合会
福岡県本部

委員長 増田 隆 男

令和5年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと。2023年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



令和5年2月14日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
福岡地方協議会

議長 久保 隆志

令和5年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、特定最低賃金の引上げが電機産業に働くすべての労働者、特に非正規労働者を含む中小・零細企業で働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たすとともに、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与すると考えるためです。

また、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと、2023年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



令和5年 2月 10日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

全日本自動車産業労働組合総連合
福岡地方協議会

議長 吉村 淳治

令和5年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと、2023年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



令和5年2月20日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
福岡県支部

支部長 西 央人

令和5年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと、2023年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることとです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



令和5年2月24日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

全日本自動車産業労働組合総連合会
福岡地方協議会 販売部門連絡会

委員長 岩屋 英幸

令和5年度福岡県「特定最低賃金」の改正意向表明について

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の金額改正の意向表明を行います。

金額改正を申し出る理由は、産業別の一般労働者の賃金水準と、最低賃金の差が大きいこと、2023年春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

なお、改正に伴う必要書類は、本年6月末日までに提出の予定であります。

以上



